

貿易実務に役立つ通関知識講座

～生産者・輸出者等による TPP の自己証明・原産地証明文書作成とは～

貿易実務経験 1 年以上の方を対象に、貿易に直結する通関知識を身につける講座を開催します。昨年、相次いで TPP11 や日 EU 経済連携協定が署名されましたが、その効果的な活用のためには、きちんと日本の通関システムを知り、関連する通関知識を養ったうえで海外販売戦略へと繋げることが肝要です。今後必要となる自己証明・原産地証明文書作成準備にも最適です。どうぞ奮ってご参加ください。

日 時： 2月21日(木) 9:30~16:30

会 場： 福岡商工会議所ビル2F 第2研修室(博多区博多駅前2-9-28)

講 師： 中矢一虎法務事務所(司法書士・行政書士)
代表取締役 中矢一虎氏

定 員： 40人

受講料： 福岡貿易会会員：¥4,000
一 般： ¥8,000

お問合先： (公社) 福岡貿易会(柴田)
E-Mail: info@fukuoka-fta.or.jp
TEL: (092) 452-0707 FAX: (092) 452-0700

【講師プロフィール】

神戸大学法学部卒業後、住友商事株式会社に入社。パリやロンドン駐在時には、主に化学品の貿易取引に携わる。今日まで、欧米・中国・アジア・アフリカ・中近東など世界 80 カ国以上を国際取引にて歴訪した経験を持つ。現在、中矢一虎法務事務所の代表を務め、国際契約書の相談や作成を行う司法書士及び行政書士であり、日本国内の企業契約法務や個人の相続・遺言・信託など幅広い法律業務を多数こなしている。大阪市立大学商学部講師、各種団体が主催する講演会・研修会の講師としても幅広く活躍している。【著書】「貿易実務の基本と三國間貿易完全解説」(中央経済社)他多数
【事務所ウェブサイト】<http://nakayakazutora.com/>

プログラム

【TPP および日 EU-EPA/原産地証明書/自己証明書作成への第一歩】

- 関税定率法(日本)別表
 - 日本の関税率表と関税番号
 - 世界の関税番号(中国本土と香港特別区・米国)
 - 日本の関税制度(関税の課税物件と課税標準・税率)
 - 日本の関税率適用順位
- EPA(経済連携協定)等と海外販売戦略
 - 日本の EPA(経済連携協定)と FTA(自由貿易協定)
 - 日本の EPA(経済連携協定)等制度
 - 原産地規則の一般ルールと利用方法
 - 原産地証明書・原産品申告書等記載の為の原産地基準
 - 自己証明制度と自己申告制度
 - TPP と日本 EU-EPA の自己証明により原産地証明書等の注意点
 - TPP に対応した自己証明書による原産地証明書の必要的記載事項
 - 日本 EU-EPA に対応した自己証明による原産地証明書の必要的記載事項
 - TPP と日本 EU-EPA の自己証明による原産地証明書発行時における売買契約書または注文請書に明記すべき事項

- 自己申告制度による原産地申告書
 - 日豪 EPA の発効
 - 原産品申告書及び原産品申告明細書の記載例

- 外国の自由貿易協定
 - ASEAN 経済協同体内の自由貿易協定
 - 中国と ASEAN 経済協同体との間の自由貿易協定

【通関実務の輸出と輸入】～輸出とは何か、輸入とは何か～

- 新しい日本の通関システムと ATA カルネ(通関手帳)
 - AEO 制度
 - 輸出入申告官署の自由化
 - 通関業務料金規定の廃止
 - NACCS
 - ATA カルネ(通関手帳)

【貿易に係る基本的な税の仕組みを知る】

- 輸入通関における課税標準(価格)と関税
 - 課税標準とは何か
 - 課税価格の基本計算と税金
- 日本の関税に関する減免税・戻し税の制度
 - 免税制度
 - 戻し税制度
- 輸出取引/免税制度(消費税等)

下記ご記入の上、FAXにてお申込ください。受講料のお振込先を明記した受付確認書をお送りします。

参加申込書 FAX: 092-452-0700 (福岡貿易会宛) 締切: 2月18日(月)			
貴社名	所在地	〒 -	
業 態	輸出・輸入・製造・販売・金融・運輸・通関・その他()	取引品目	
所 属 ・ 役 職 名	(ふりがな) 氏 名	ご連絡先	
		TEL: () -	
		FAX: () -	
		E-MAIL:	
貿易実務経験の有無	なし ・ あり (約 年 輸出 ・ 輸入)		